東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所

不適合管理委員会報告情報〈平成25年7月29日(月)分〉

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になり ます。

平成25年7月29日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。 なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

- 1. G I グレード O件
- 2. G II グレード 0件
- 3. GⅢグレード 4件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1		取水口除塵装置洗浄水ポンプ(A)の点検時、吐出圧力検出用配管サポートに腐食を確認した。当該サポートを修理。	
2	5号機	サービス建屋1階作業服脱衣所空調機ファンの冷却コイルユニット冷却水配管より結露水が発生し、天井ボードが腐食していることを確認した。結露水を処理するとともに当該天井ボードを点検・修理。	
3		交流120V中央制御室計測用主母線盤7B受電切替時、タービン系計装制御盤(2系統のうち1系統)の故障を示す警報の発生を確認した。当該事象の原因を調査。	
4	4-// AH	補助建屋空調機コイルユニット(A)出口側ダクト下部の保温材が剥離していることを確認した。当該保温材を点検・修理。	